

大和市生活保護嘱託医設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月19日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第62号

大和市生活保護嘱託医設置規則の一部を改正する規則

大和市生活保護嘱託医設置規則（平成20年大和市規則第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市生活保護嘱託医等設置規則

第1条中「大和市生活保護嘱託医」の次に「、大和市生活保護精神科嘱託医及び大和市生活保護歯科嘱託医（以下「嘱託医」と総称する。）」を加える。

第2条中「生活保護嘱託医、生活保護精神科嘱託医及び生活保護歯科嘱託医（以下「嘱託医」と総称する。）」を「嘱託医」に改める。

第3条中「大和市医師会」を「公益社団法人大和市医師会」に、「大和市歯科医師会」を「一般社団法人大和歯科医師会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。